

三重県いじめ防止条例を踏まえた取組について

三重県いじめ防止条例は、平成30年4月1日に施行されました。今後、基本理念を踏まえ、社会総がかりで取組を進めるため、条例の趣旨等の周知・啓発、児童生徒の主体的な活動の支援、児童生徒や保護者等が安心して相談できる体制の整備等について、以下のように取組を進めます。

○は県の取組、◆は学校の取組を表しています。

1 啓発と社会総がかりの取組

(1) 社会総がかりでのいじめの防止の推進

- 三重県いじめ防止応援サポーター（事業所・団体）の協力依頼

(対象) 県内の事業所・団体（特に子どもに関わる事業や活動を行う事業所・団体を中心に）

- ・ P T A 関係団体、社会教育関係団体、学習塾、スポーツ関係団体、子どもの健全育成を活動方針に掲げる団体（N P O、青年会議所、ライオンズクラブ等）、子どもに関わる事業者（包括協定事業者、コンビニ、書店、文具用品店等）

(今後の進め方)

- ・ 上記対象事業者等を中心に、条例制定の経緯や趣旨等の周知をするとともに、いじめの防止に係る主体的な活動に係る意見交換を行う。
- ・ 「三重県いじめ防止応援サポーター」として県が行ういじめの防止に向けた取組への協力や各事業者・団体としての主体的な活動を依頼する。
- ・ 子どもたちにかかる事業者・団体から様々な事業者等へ順次拡大していく。

(期待する活動例)

- ・ 会社（大人）いじめ防止宣言を作成したり、いじめ防止等の主体的な活動を行う。
- ・ 自社の広報活動にいじめの防止等の文言を追加する。
- ・ 従業員へのいじめの防止等に係る研修会等の開催
- ・ いじめを発見（疑いの場合も含む）した場合、学校や関係機関等に情報提供をする。
- ・ 活動の中で、日ごろから子どもたちの様子を見守り、声をかける。

- ◆ 三重県いじめ防止応援サポーターとして各学校 P T A として活動の検討及び主体的な取組の推進

(2) リーフレット、フォーラム等を通じた周知・啓発

<4月> (いじめ防止強化月間)

- 児童生徒や保護者に対して、条例を分かりやすく解説したリーフレットを配付（配付済み）
- ◆ リーフレット等を活用して条例の趣旨等を児童生徒に説明するとともに、P T A会議や学校便り等を活用して保護者や地域の方々への周知
- 県広報紙（4月1日号）を活用した条例の周知

<11月> (いじめ防止強化月間)

- いじめの問題に係るフォーラム（仮称）の開催
いじめの防止に向けて県民が主体的に行動するため、高校生の行動宣言や有識者の講演などを踏まえ、社会全体でいじめの問題の克服をめざす。
(対象) 教員、保護者、県民や各種事業者等
(内容) ・意見交流会に参加した高校生による「行動宣言」等の成果の発表
 - ・有識者による講演
 - ・いじめの防止に向けた意見表明 など
- 県広報紙を活用したいじめの防止の重要性等に係る啓発
- ◆ 各学校において強化月間にあわせた主体的な取組の推進

2 児童生徒が主体的かつ自主的に行動できる力の育成

(1) いじめの防止に向けた意見交流会の開催（8月を中心と開催予定）

- 中学生意見交流会（県内4か所）
(参加者) 各地域内の学校の代表生徒等
(内 容) 各地域の実態に応じて決定
(基本パターン)
 - ・いじめの防止に係る啓発劇（高校演劇部）の視聴
 - ・グループ討議（5～6人／グループ）
(各グループには弁護士又は指導主事が助言役に入る)
 - ・参加者が行動宣言等を作成
- 高校生意見交流会（県内1か所）
(参加者) 県内の高等学校の代表生徒
(内 容)
 - ・各学校でいじめの問題についてテーマに基づき話し合い、考えを持ち寄る。
 - ・グループ討議（5～6人／グループ）
(各グループには弁護士又は指導主事が助言役に入る)
 - ・参加者が行動宣言等を作成
 - ・行動宣言等は11月開催のフォーラムにおいて成果として発表する。

(2) いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な活動の支援

- ◆ 児童会、生徒会等を中心とした児童生徒が主体的、自主的に活動できる取組の推進
 - (例1) 生徒会が中心となって意見募集を行い、いじめ防止に対する意見を集約し、それらを生徒会役員の思いとともに、全校へ発信
 - (例2) 文化祭で発表した、いじめをテーマにした演劇を、校区の小学校に出向いて発表し、いじめについて考えてもらう機会の設定
 - (例3) いじめアンケートを実施後に、各クラスでグループ討議を行い、出た意見を学級通信で紹介

※参考 いじめの防止に向けた取組事例（P 7）を参照

3 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

○ スクールロイヤーを活用した調査研究事業

《平成29年度の取組》

①弁護士によるいじめの防止のための出前授業の実施（14校：小12校、中2校）

②出前授業を担当する弁護士からの助言を得て「いじめ事例別ワークシート」を作成

（成果と課題）

弁護士による出前授業では、以下のように授業後の児童生徒の意識の変容が見られた。

・いじめがどのようなものか、わかった。

わかった 65.7% ⇒ 90.0%

・いじめは解決することができる

そう思う 37.0% ⇒ 56.6%

・いじめの防止に自分でできることがある

そう思う 46.2% ⇒ 66.5%

出前授業を受講した児童生徒の主な感想（抜粋）

- ・ いじめをなくすためには、クラスでいじめができないような雰囲気を作りたい。いじめのないクラスにするために、楽しいクラスにしたい。最初は、いじめを止めることはできないと思っていたけれど、今は、少しほは止められそうだと思える。
- ・ 初めは「やむを得ないいじめがある」と思っていた。でも、弁護士の先生の話を聞いて「やむを得ないいじめなど無い」と思った。いじめを解決できるか、いじめている人を注意する勇気が出せるかはわからない。でも、私はいじめている人がいたら注意しようと思う。

弁護士による出前授業による成果を一過性のものとしないため、各学校において、「いじめ事例別ワークシート」を活用し、弁護士の知見を活かしたいじめの防止のための取組が一層充実することが必要

《平成30年度の取組》

①弁護士を講師として、教職員を対象に「いじめ事例別ワークシート」活用した研修会の開催（7～8月）

②弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」（H30年4月配付済み）を活用した授業（小中高含む20校程度）を実施するとともに、より効果的な授業とするため、「授業案検討委員会（仮称）」で授業を検証し、指導案を作成し配布

③いじめの問題等の生徒指導上の課題解決に向けて弁護士を学校へ派遣するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しやいじめの防止の取組等の充実を図る。

◆ 「いじめ事例別ワークシート」活用研修会への参加及び道徳、特別活動など様々な教育活動において積極的な活用

◆ 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実

4 相談体制の整備

○ SNS相談窓口の開設（新規）

いじめをはじめとする様々な悩みを有する子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した相談を実施し、より相談しやすい環境を充実します。

「子どもLINE相談みえ」（SNS相談窓口）（別紙2）

- (1) 開設期間：平成30年5月14日～平成31年3月31日
- (2) 相談時間：平日の午後5時から午後9時まで
- (3) 対象者：県内全ての中学生、高校生
- (4) 委託業者：ダイヤル・サービス株式会社
- (5) 使用するアプリ：LINE
- (6) 相談方法：「子どもLINE相談みえ」のQRコードを読み取って登録し、トーク画面で相談します。
- (7) 相談対応：相談員（臨床心理士等）
- (8) 相談内容：いじめをはじめとする様々な悩みの相談・通報
- (9) 相談受付の開始直後は相談が集中することが予想されます。いじめ等の悩みを早急に相談したい生徒が一人でも多く相談できるよう、相談受付を下記のとおりとする。なお、「子どもLINE相談みえ」のQRコードを掲載したカードを学校に事前送付し、指定の期日に対象学年の生徒に配付する予定。
 - 5月14日（月）…窓口開設、中学1年生の相談受付開始
 - 28日（月）…高校1年生の相談受付開始
 - 6月11日（月）…中学2年生の相談受付開始
 - 25日（月）…高校2年生の相談受付開始
 - 7月 9日（月）…中学3年生の相談受付開始
 - 20日（金）…高校3年生の相談受付開始
- (10) SNS上での若者独特の表現方法に対する理解や、文字のみで「共感・寄り添い」を伝える応対方法等、SNS相談特有の技能に係るノウハウを蓄積するとともに、継続的かつ効果的・効率的な相談体制を構築できるよう調査研究を実施する。

(参考) 他自治体の先行実施状況

自治体	長野県	滋賀県大津市	奈良県
事業内容等	実施期間(試行) H29年9月10日～9月23日	H29年11月1日～H30年3月31日	H29年10月23日～ H29年12月 4日～ それぞれ3週間
	実施時間 毎日 17時～21時	平日 17時～21時	月水 16時～18時 金 16時～20時
	対象者 長野県内の中高生（特支も含む） 約12万人	大津市内の全中学生の約3割に あたる約2,500人（スタート時 は約900人） 12月20日より市立中学校全 校で実施約9,000人	10月期は県立高校2校 1,800人 12月期は県立高校3校 2,900人 対象校は交代した
	対応者 外部委託 臨床心理士10名	外部委託 臨床心理士 2名⇒1名（3週目以降）	県の相談員
	相談件数 547件に対応（2週間） 1日平均39件 (アクセス数1,579件 1日平均 112.8件) (時間外含む全アクセス数約 2,500件)	51件（1月29日現在） 登録数44件	2件（アクセス数6件）
	いじめ相談は8.2%（45件）	いじめ相談は19.6%（10件）	いじめ相談は1件
	時間外の 対応 「対応時間」「電話相談窓口」 のメッセージを自動送信	「対応時間」のメッセージを 自動送信	不明
	緊急時の 対応 ・緊急対応があれば課員に連絡 が入る ・モニターしている担当者が特 定情報に基づき当該校へ報告す る ・時間外には返事をしない	緊急対応が必要な相談があれ ば、委託業者より滋賀県警少年 課といじめ対策推進室に連絡が 入る	緊急対応が必要な相談は警察や 学校に連絡する
	使用する アプリ等 LINE	LINE	LINE

(成果)

- ・相談しやすい環境を提供することで、相談件数が大幅に増加した。
- ・悩みの芽を早期に摘み取ることで深刻な事態に陥ることの回避につながった。
- ・埋もれてしまうような事案が明らかになり、学校ヘアドバイスを含む連絡を行うことができた。

(課題)

- ・「共感・寄り添い」の思いを伝えることの難しさがある。
- ・音声情報を伴わないことによる理解の相違、相談者の情報の少なさがある。
- ・電話相談や面接相談と違うスキルが必要となる。→応対手法の開発が必要である。
- ・相談を終了するタイミングが難しい。
- ・いたずらやなりすまし相談への対応。

○これまでの相談体制

- ・幼児から高校生までの子ども、保護者、教育関係者等を対象に、心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施（総合教育センター）
- ・児童生徒や保護者等を対象に、いじめの電話相談を毎日24時間実施
- ◆ 各学校における相談体制の整備
 - ・定期的な調査、面談その他の必要な措置を講じ、児童生徒や保護者等が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の整備
 - ・いじめに関する通報、相談を受けた場合は、通報、相談を行った関係者の個人情報の適切な保護

5 いじめの防止等のための専門家の活用

- スクールカウンセラーの活用
 - ・スクールカウンセラーの学校への配置による教育相談体制の充実
- スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、福祉的なアプローチで働きかけながら、いじめの問題の解決や児童生徒の問題行動の背景にある環境の改善
- 専門的知識を有する者の活用
 - ・専門的知識を有する者で編成した学校問題解決サポートチームの派遣
(弁護士、臨床心理士等)

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- みえネットスキルアップサポート（年2回）
(対象) 小学校3年生から中学校3年生
(内容) 児童生徒がインターネットに関する設問に答え、指導資料等（県教育委員会より配付）を用いてネット等に関する指導を行うことで、児童生徒のインターネットに関する理解力や対応能力の定着を図る。
- ネットパトロール（年3回程度）
 - ・インターネット上の問題のある書き込みを外部の専門業者に委託し監視
- インターネット上のいじめの防止に係る保護者への啓発（通年）
 - ・保護者等で編成する「ネット啓発チーム」によるネット啓発講座

いじめの防止に向けた取組事例

○「おやまのよい子を育てる大人宣言」(別紙1)

栃木県小山市いじめ等防止市民会議が平成25年11月に作成して宣言。

この宣言には、「いじめ撲滅・いじめゼロ」に向けて、地域の大人は、子どもたちのために何ができるのか、また、子どもの手本となるよう襟を正して生活していくという願いや決意が込められている。

○埼玉県民の行動宣言

埼玉県では、「いじめ」をなくしていくためには、社会全体で「いじめは許さない」という気運を盛り上げていくことが必要と考え、NHKの番組「いじめをノックアウト」と連携し、いじめに対して自分にできることを考え、表明する『埼玉県民の行動宣言』を行った。学校では、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用している。

平成29年3月15日現在 埼玉県民行動宣言数 20万2,746人分

○ピンクシャツデー

2007年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」。

カナダのハイスクールで男子生徒が、ピンク色のシャツを着て登校したことからかわれ、さらに暴行を受けたことで他の男子生徒2人が、いじめの問題について反対するために何か行動しようと考え、みんなでピンクシャツを着て、「いじめ反対」のメッセージを送るようになったことがきっかけで世界中に広がりを見せている。





寒川尼ちゃん



政光くん

おやまのよい子を育てる 大人宣言

子どもの社会は、大人の社会を映しています。

時代や環境が変わっても本当に大切なものは変わることなく存在します。

その大切なものを私たち大人が

私たち自身の「背中」で伝えていかなければなりません。

子どもの笑顔があふれる小山市を目指して、

家庭、学校、地域それぞれの場で誠意と創意をもって行動します。

ここに次のことを決意し、宣言します。

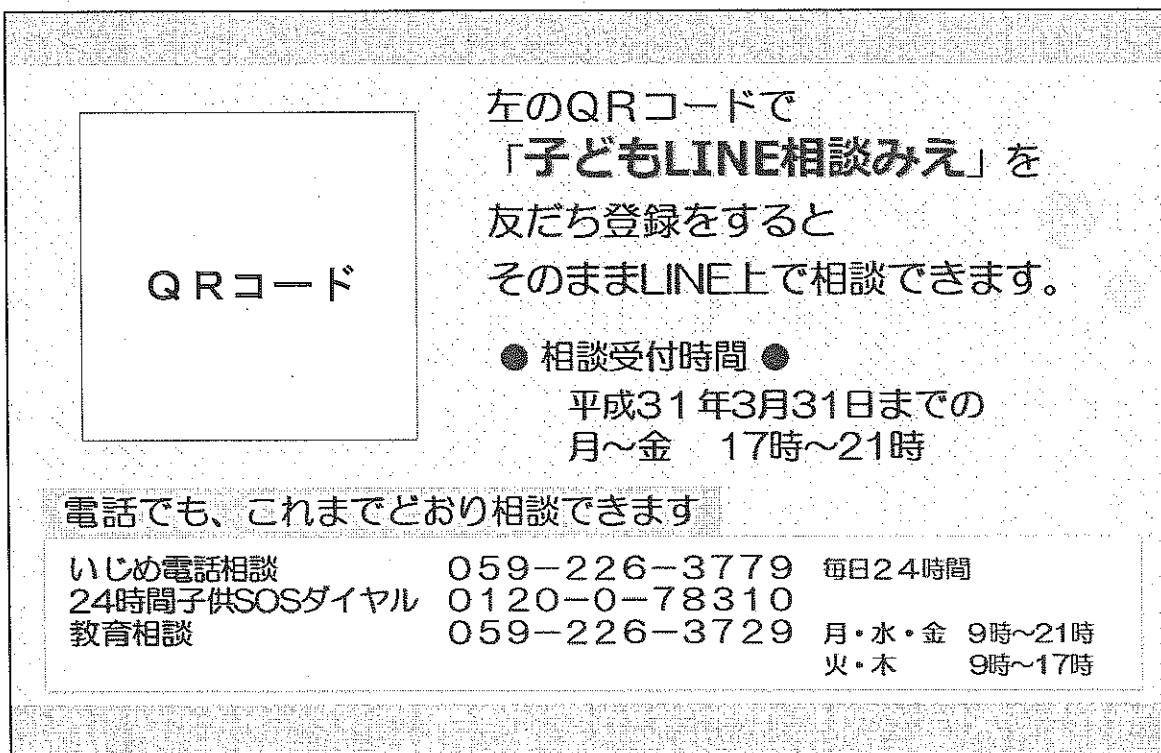
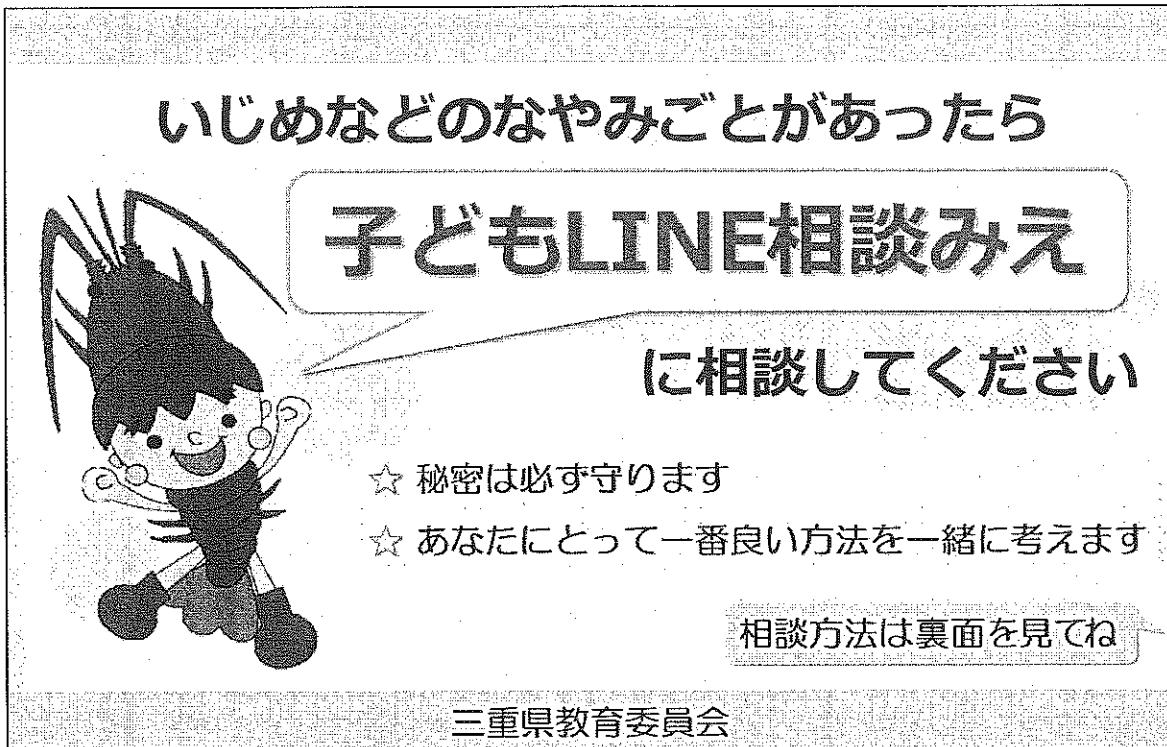
- 一、私たち大人は、地域のイベントに進んで参加し、子どもと一緒にたくさん遊び、信頼を深め、学び合います
- 一、私たち大人は、子どものよいところを見つけて声をかけて褒め、悪いことに気付いたら迷わず注意します
- 一、私たち大人は、人の失敗を悪く言ったり、あざわらったりせず、励まし、助け合います
- 一、私たち大人は、子どもが本音で話し合える時間をつくり、安心できる家庭にします
- 一、私たち大人は、互いにだめなものはダメと言える大人社会を築きます

※「背中」とありますが、子どもときちんと向き合うという意味が込められています

平成25年11月11日
小山市いじめ等防止市民会議

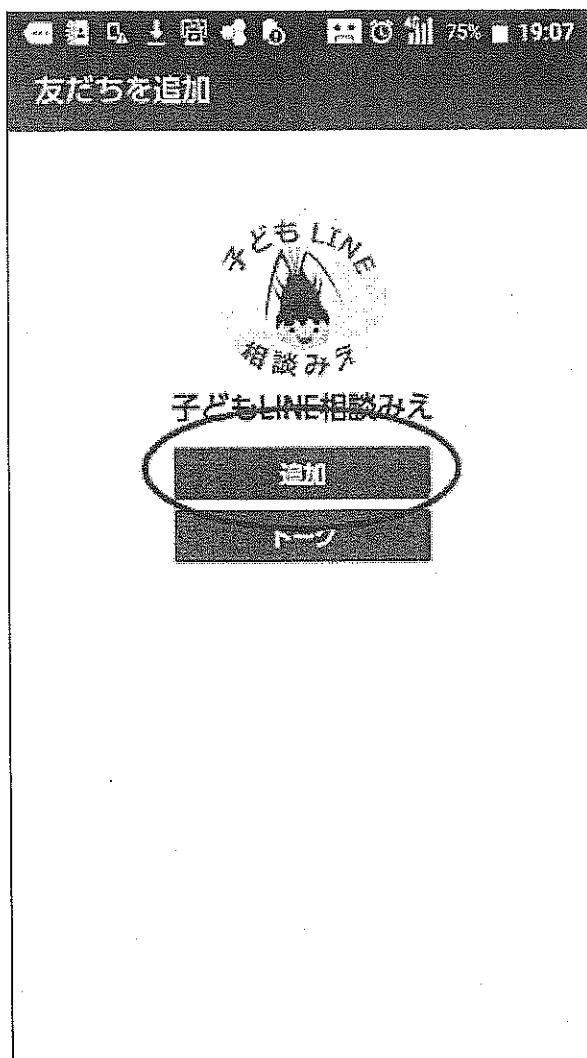
SNSを活用した相談の流れについて

1. 中学生、高校生に配付する周知カード



2. SNS相談の画面イメージ

(1) 友だち登録の画面



(2) 相談応答画面

